

前回定例会（平成23年8月3日）以降の主な動き

平成23年9月7日

資源エネルギー庁

柏崎刈羽地域担当官事務所

【8月5日】

- 原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会の設置（経済産業省）
- 原子力損害賠償紛争審査会による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針の取りまとめ
- 「日本再生のための戦略に向けて」の閣議決定
 - ・「原発への依存度低減のシナリオを描く」
 - ・「原子力政策の徹底検証を行い、新たな姿を追求する」（バックエンド問題や核燃料サイクル政策をどうするのか、世界最高水準の安全性の実現や現存する原子力発電所の安全確保を担う技術や人材の確保・育成をどう図るのか等）

【8月10日】

- 原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号）の公布・施行

【8月15日】

- 「政策推進の全体像」の閣議決定
 - ・「現行のエネルギー基本計画を白紙から見直し、新たなベストミックスの実現に向け、原発依存度低減のシナリオの作成や原子力政策の徹底検証などを行う。」

【8月19日】

- 「科学技術基本計画」の閣議決定
 - ・「この（東京電力福島第一原子力発電所の）事故によって、我が国のリスクマネジメントと危機管理に不備があったことが明らかとなり、これが我が国の原子力技術に対する不安、不信を生むとともに、科学技術の可能性と潜在的リスク、マネジメント等について国民の理解と信頼と支持をいかに求めるかを極めて重要な政策課題となった。」
 - ・「原子力に関する研究開発等については、東京電力福島第一原子力発電所の事故の検証を踏まえるとともに、我が国のエネルギー政策や原子力政策の方向性を見据えつつ実施する。ただし、原子力に係る安全及び防災研究、放射線モニタリング、放射性廃棄物や汚染水の除染や処理、処分等に関する研究開発の取組は、これを強化する。」

【8月26日】

- 「除染推進に向けた基本的考え方」、「除染に関する緊急実施基本方針」等の決定（原子力災害対策本部）
 - ・「除染推進に向けた基本的考え方」において、以下の方針を示す。
 - ① 推定年間被ばく線量が20ミリシーベルトを超えている地域を中心に、国が直接的に除染を推進することで、推定年間被ばく線量が20ミリシーベルトを下回ることを目指す。
 - ② 推定年間被ばく線量が20ミリシーベルトを下回っている地域においても、市町村、住民の協力を得つつ、効果的な除染を実施し、推定年間被ばく線量が1ミリシーベルトに近づくことをを目指す。
 - ③ とりわけ、子どもの生活圏（学校、公園等）の徹底的な除染を優先し、子どもの推定年間被ばく線量が一日も早く1ミリシーベルトに近づき、さらにそれを下回ることを目指す。
 - 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質に汚染されたがれき処理の特別措置法）の成立
 - 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再生可能エネルギー特別措置法）の成立

【8月30日】

- 原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会の中間報告書の公表（経済産業省）
 - ・玄海、伊方、浜岡原子力発電所に係るプルサーマルシンポジウムにおいて、国の関与が認められた。
 - ・上記以外にも、国の関与を疑わせる事案がある。
 - ・今後、引き続き調査を行い、国の関与についての問題点と再発防止の検討を行った上で、平成23年9月を目途として、最終報告を行う予定。
- 「原子力政策大綱」の見直し作業の再開の決定（原子力委員会）
 - ・「今後一年を目指し新しい原子力政策大綱をとりまとめる」

平成23年8月30日

「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」

中間報告書について

本日、「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」において、中間報告書が取りまとめられましたので、公表いたします。

別添：中間報告書

(委員)

大泉 隆史 弁護士（元大阪高等検察庁検事長、元仙台高等検察庁検事長）

鈴木 敏彦 明治学院大学法科大学院教授

（元横浜地方検察庁交通部長、元東京地方検察庁交通部副部長）

廣瀬 健二 立教大学大学院法務研究科教授

（元横浜地方裁判所部総括判事、元東京高等裁判所判事）

丸島 俊介 弁護士（元日弁連事務総長、元東京パブリック法律事務所所長）

(本発表資料のお問い合わせ先)

大臣官房政策評価広報課長 米村

担当者：佐々木、青木

電話：03-3501-1511（内線2261～2265）

03-3501-1042（直通）

中間報告書

平成 23 年 8 月 30 日

原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会

第 1 調査開始の経緯及び第三者調査委員会の設置

平成 23 年 7 月 29 日、電力会社から資源エネルギー庁（以下「エネ庁」という。）に提出された「地域住民からの意見聴取のために国が主催したシンポジウム等での特定の意見表明を要請した事実の有無に関する調査について」の報告において、電力会社が社員や関係企業等に対し、シンポジウムへの参加や意見表明を要請しており、かかる行為に国の関与が疑われる事案が存在することが指摘された。以上を踏まえ、海江田万里経済産業大臣の指示により、中立的な立場から、上記のような国の関与に関する事実関係の解明及び評価、再発防止策の検討を行うことを目的として、平成 23 年 8 月 5 日、「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」（委員長大泉隆史）が設置された。

第 2 調査体制、調査対象、調査事項及び調査方法

1 調査体制

当委員会の下、弁護士 5 名から構成される作業チームが設けられ、委員長・委員とともに、本件調査を行った。

2 調査対象及び調査事項

今回の一連の問題の発端となった平成 23 年 6 月 26 日に実施された玄海原子力発電所に係る佐賀県民向け説明番組（1 件）及び電力会社から同年 7 月 29 日に報告されたシンポジウム等¹（37 件）に加え、平成 18 年 10 月 28 日及び 29 日に開催された女川原子力発電所の耐震安全性に関する住民説明会（3 件）を調査対象として追加した。

以上の合計 41 件のシンポジウム等（別紙参照。）を中心に、他の国主催のシンポジウム等における国の関与の有無も調査しつつ、電力会社からの報告において国の関与の疑いが指摘されている案件を先行して、

① 国の関与の有無及び具体的な事実関係の調査、評価

¹ 原則、過去 5 年間に、各電力会社が計画する原子力発電所の建設等について、地元の首長が意思決定を行うために開催された、国主催のシンポジウム等に関する調査・報告を要請しており、電力会社各社の調査・報告対象となったシンポジウム等は、合計 37 件（九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）が調査・報告対象とした平成 17 年 10 月 2 日に開催された玄海原子力発電所に係るプレサーマル・シンポジウムを含む。）である。

② 再発防止策の検討
を行うこととした。

3 調査方法

当委員会は、本中間報告までの間、以下の調査を行った。

(1) ヒアリング

シンポジウム等の実施に関与した開催当時のエネ庁及び原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）等の職員及び幹部を含むその上司（元職員を含む。）、電力会社の社員等、延べ約 70 名²にヒアリングを実施した。

(2) 関連文書及び電子媒体等の精査

エネ庁及び保安院から収集した関連文書及び電子媒体並びにシンポジウム等の実施に関与したエネ庁及び保安院等の職員の業務上のパソコンから収集した電子メール及び電子媒体等を精査した。

(3) 電力会社への追加調査要請

九州電力を含む電力会社 7 社³に対し、電力会社による社員等に対するシンポジウム等への参加要請等に関する国の関与の有無等について追加調査の要請を行った。

(4) 経済産業省職員等への質問調査票の送付

原子力発電に係るシンポジウム等の実施に関連する部署・役職に在籍・在職したエネ庁及び保安院等の職員 186 人（元職員を含む。）に質問調査票を送付し、全員から回答を得た。

(5) 情報提供窓口の設置

経済産業省のウェブサイトに「情報提供窓口」を設置し、プレスリリース等により周知を行い、平成 23 年 8 月 29 日までに、6 件の報告が寄せられた。また、経済産業省のホームページの広聴メール等において、関連する情報が 2 件寄せられた。なお、当初、平成 23 年 8 月 22 日までとしていた情報提供受付期限を、平成 23 年 9 月 9 日まで延長した。

² 人数は、平成 23 年 8 月 29 日現在。

³ 九州電力の他、北海道電力株式会社、東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）、東京電力株式会社、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）、四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）及び中国電力株式会社

第3 調査状況

当委員会は、本中間報告に向け、当委員会が設置された時点で既に国の関与の疑いが電力会社より報告されていた、①平成18年6月4日開催の伊方原子力発電所に係るプルサーマル⁴・シンポジウム（四国電力）及び②平成19年8月26日開催の浜岡原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム（中部電力）に関する調査を先行して行うこととした。また、電力会社への追加調査要請の結果、③玄海原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム（九州電力）における国の関与の疑いが報告されたが、当該シンポジウムが上記①及び②の各シンポジウムに先行して、平成17年10月2日に開催されたものであったため、本中間報告に向け、当該シンポジウムの調査も先行して行うこととした。

以下では、上記の①ないし③の案件について、現段階で認定し得る事実の概要について報告する。なお、今後、当該案件についても、必要に応じて追加的に事実調査を行うとともに、以下に述べる国の関与についての問題点、原因分析及び再発防止策の検討を行う予定である。

(1) 玄海原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム

(a) シンポジウム開催状況等

九州電力は、平成16年5月28日、玄海原子力発電所のプルサーマル計画の実施のため、経済産業大臣に対して原子炉設置変更許可を申請し、これに対し、平成17年9月7日、経済産業大臣が当該原子炉設置変更許可を行った。

エネ庁及び保安院は、地元自治体からの要望もあり、上記変更許可が行われた後の平成17年10月2日、プルサーマルの必要性と安全性について地域住民の理解を深めるため、エネ庁及び保安院主催のシンポジウム（以下「玄海シンポジウム」という。）を開催した。

その後、平成18年3月26日、佐賀県及び玄海町から、九州電力が原子炉設置変更を実施するために必要とされていた事前了解が得られた。

かかるシンポジウムの開催は、地元自治体の事前了解を得るために法律上必要とされる手続ではなかったが、関係者の間では、電力会社が原子炉設置変更を行う上で、シンポジウムの成功は、重要なプロセスの一つであるものと認識されていた。

⁴ プルサーマルとは、原子力発電で使用した後の核燃料（使用済燃料）から取り出したプルトニウムを、ウランと混合してMOX燃料（混合酸化物燃料）に加工し、軽水炉（原子力発電所）で利用することをいう。

(b) 保安院職員による働きかけ等

九州電力の玄海シンポジウム担当者は、平成 17 年 10 月 2 日開催予定の玄海シンポジウムに向けて、保安院を訪問し、保安院原子力安全広報課 A 課長らとの間で、玄海シンポジウムに関する打ち合わせを行った⁵。その際、A 課長は、玄海シンポジウムを成功裡に終わらせるため、九州電力担当者に対し、「九州電力の関係者もどんどん参加して、意見を言いなさい。」などと言い、九州電力において、地域住民として参加資格のある九州電力関係者を動員することを求め、九州電力関係者がシンポジウムへ参加して積極的に賛成意見を述べることを要請するよう求めた。

なお、以上の発言・要請に加えて、上記打ち合わせ後に九州電力担当者が作成したメモに「九電関係者の動員、さくら質問等、取り注でお願いする。」と記載されていることに鑑みると、九州電力担当者によってそのように受け取られる内容の発言・要請が A 課長からなされたことも認められる。

九州電力は、当初から自らも参加等の呼びかけをすることを予定していたこともあり、九州電力社員や関係企業社員に対し、玄海シンポジウムへの参加や発言の呼びかけを実施している。かかる呼びかけの結果、96 名の九州電力社員等が玄海シンポジウムへ参加した（参加者総数は 626 名であった。）。

(2) 伊方原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム

(a) シンポジウム開催状況等

四国電力は、平成 16 年 11 月 1 日、伊方原子力発電所のプルサーマル計画の実施のため、経済産業大臣に対して原子炉設置変更許可を申請し、これに対し、平成 18 年 3 月 28 日、経済産業大臣が当該原子炉設置変更許可を行った。

エネ庁及び保安院は、地元自治体からの要望もあり、上記変更許可後の平成 18 年 6 月 4 日、プルサーマルの必要性と安全性について地域住民の理解を深めるため、エネ庁及び保安院主催のシンポジウム（以下「伊方シンポジウム」という。）を開催した。

その後、平成 18 年 10 月 13 日、愛媛県及び伊方町から、四国電力が原子炉設置変更を実施するために必要とされていた事前了解が得られた。

(b) 保安院職員による働きかけ等

⁵ 電力会社の如何を問わず、以上のように電力会社側が規制機関である保安院に赴き、保安院から指示・指導を受けることは普通に行われていた。

四国電力の伊方シンポジウム担当者は、平成18年6月4日開催予定の伊方シンポジウムに向けて、保安院を訪問し、A課長らとの間で、伊方シンポジウムに関する打ち合わせを行った。その際、A課長は、伊方シンポジウムを成功裡に終わらせるため、四国電力担当者に対し、「四国電力の関係者もどんどん参加して、意見を言いなさい。」などと言い、四国電力において、地域住民として参加資格のある四国電力関係者を動員することを求め、四国電力関係者がシンポジウムへ参加して積極的に賛成意見を述べることを要請するよう求めた。

また、A課長は、特定の内容の意見を表明することまでは示唆しなかつたものの、「書面を読み上げてもいいし、発言要領を用意してもいい。」などと言い、四国電力が発言要領を作成して関係者に発言させることを懇意する発言を行った。

なお、以上の発言・要請に加えて、上記打ち合わせ後に四国電力担当者が作成したメモに、保安院側から「シンポジウムのキーは『動員を確保すること』『会場での賛成派がうまく発言すること』『反対派の怒号をどう抑えるのか』である。」という発言があった旨記載されていることに鑑みると、四国電力担当者によってそのように受け取られる内容の発言・要請がA課長からなされたことも認められる。

四国電力は、当初から自らも参加等の呼びかけをすることを予定していたこともあり、四国電力社員、関係企業社員あるいは各種の地域団体に属する者に対し、伊方シンポジウムへの参加や発言の呼びかけを実施し、事前に質問・意見の参考例を纏めたメモを配布している。かかる呼びかけの結果、四国電力社員124名及び関係企業社員189名から参加申込がなされた（実際に参加した人数は不明。参加者総数は587名であった。）また、シンポジウム当日、合計15名が指名されて発言をしているが、うち10名は、四国電力が発言を依頼した者であった。

(3) 浜岡原子力発電所に係るプルサーマル・シンポジウム

(a) シンポジウム開催状況等

中部電力は、平成18年3月3日、浜岡原子力発電所のプルサーマル計画の実施のため、経済産業大臣に対して原子炉設置変更許可を申請し、これに対し、平成19年7月4日、経済産業大臣が当該原子炉設置変更許可を行った。

エネ庁及び保安院は、地元自治体からの要望もあり、上記変更許可後の平成19年8月26日、プルサーマルの必要性と安全性について地域住民の理解を深めるため、エネ庁及び保安院主催のシンポジウム（以下「浜岡シ

ンポジウム」という。)を開催した。

その後、平成20年2月21日に浜岡原発安全対策協議会が開催され、地元4市がプルサーマルの受け入れについて正式に同意し、同月29日、静岡県知事が中部電力にプルサーマル設置の了承を通知した。

(b) 保安院職員による働きかけ等

浜岡シンポジウムの開催に向けて、中部電力の浜岡シンポジウム担当者が保安院原子力安全広報課を訪問した際、同課の職員は、上記担当者に対し、①シンポジウム会場の空席が目立たないよう参加者を集めること、②反対派の質問のみとなることを避けるため、中部電力において質問文案を作成・配布して参加者に質問するよう依頼することなどを要請した。

中部電力は、当初から自らも参加の呼びかけをすることを予定していたこともあり、中部電力社員や浜岡原子力総合事務所の受注者及びその請負会社等に対し、浜岡シンポジウムへの参加の呼びかけを実施している。かかる呼びかけ等の結果、中部電力社員約190名・関係企業社員等約50名の参加登録がなされた(実際に参加した人数は不明。参加者総数は524名であった。)。また、上記職員は、中部電力に対して、中部電力社員の参加登録者数を調査・報告するよう要請し、中部電力より、その報告を受けた。

他方、質問文案の作成に関する要請については、中部電力では文案の作成に着手したものの、社内において、「やらせは絶対にだめ。」との意見が出されたため、保安院の上記要請には応じないことになった。しかし、国からの要請であったこともあり、中部電力は、地元住民からの質問や意見を募るべく、日頃より付き合いのある10名程度に対し、地元住民の正直な思いをシンポジウム当日に発言してほしい旨要請した。

平成19年8月中旬ころ、中部電力の上記担当者が、保安院原子力安全広報課に赴き、同課の上記職員に対し、コンプライアンスの観点から質問文案を作成して質問することを依頼することはできないものの、上記のように地元住民に発言を依頼している旨報告した。これに対し、上記職員は、中部電力の対応に不満を示したものの、上記要請を重ねて行うことはしなかつた。

(4) その他の事案

電力会社への追加調査要請、経済産業省職員等への質問調査票の送付及び情報提供窓口設置により情報収集を行ったところ、電力会社から、上記(1)ないし(3)の案件に加え、国の関与を疑わせる事案として、以下の5件についての報告があった。

- ① 平成 18 年 10 月 28 日午前開催の女川原子力発電所に係る耐震安全性に関する住民説明会（於石巻市）（東北電力）
- ② 同日午後開催の同住民説明会（於女川町）（東北電力）
- ③ 同月 29 日午後開催の同住民説明会（於石巻市）（東北電力）
- ④ 平成 22 年 5 月 18 日開催の川内原子力発電所第一次公開ヒアリング（九州電力）
- ⑤ 平成 23 年 6 月 26 日実施の玄海原子力発電所に係る佐賀県民向け説明番組（九州電力）

その他の案件については、国からの参加要請や意見表明要請に関する具体的な情報提供はなかったが、今後引き続き調査を行っていく。

第4 今後の調査

今後、前記第 3、(1)ないし(3)において事実関係の概要を記載した 3 件のシンポジウムに関する調査も継続しつつ、前記第 3、(4)に記載した国の関与が疑われる案件について事実調査を行うとともに、他のシンポジウム等についても、引き続き事実調査を行う予定である。

また、以上の事実調査と並行し、国の関与についての問題点と再発防止策の検討を行った上、平成 23 年 9 月末を目指として、最終報告を行う予定である。

以上

国が主催した原子力発電に係るシンポジウム等（※） 別紙

（※）原則、過去5年間に、各電力会社が計画する原子力発電所の建設等について、地元の首長が意思決定を行うために開催された、国主催のシンポジウム等

関係電力会社	事業名称及び実施年度	実施状況	件数
北海道電力	ブルサーマルシンポジウム 【20年度(2008)】	8/31 北海道泊村	1
東北電力	女川原子力発電所の耐震安全性に関する住民説明会 【18年度(2006)】	10/28 宮城県石巻市 10/28 宮城県女川町 10/29 宮城県石巻市	4
	ブルサーマルの必要性、安全性及び耐震バックチェックの地元説明会 【21年度(2009)】	1/31 宮城県女川町	
東京電力	中越沖地震に係る柏崎刈羽原発住民説明会 【19年度(2007)】	1/12 新潟県柏崎市 3/1 新潟県刈羽村	27
	中越沖地震に係る柏崎刈羽原発住民説明会 【20年度(2008)】	4/19 新潟県長岡市 5/24 新潟県新潟市 6/28 新潟県刈羽村 7/30 新潟県柏崎市 9/27 新潟県柏崎市 11/7 新潟県刈羽村 12/7 新潟県柏崎市 1/31 新潟県柏崎市 2/17 新潟県柏崎市	
	柏崎市との共催による住民説明会 【20年度(2008)】	3/7～3/10に6回 新潟県柏崎市	
	中越沖地震に係る柏崎刈羽原発住民説明会 【21年度(2009)】	5/24 新潟県刈羽村 6/11 新潟県柏崎市 7/4 新潟県柏崎市 10/21 新潟県柏崎市	
	柏崎市との共催による住民説明会 【21年度(2009)】	7/20,7/23に3回 新潟県柏崎市	
	中越沖地震に係る柏崎刈羽原発住民説明会 【22年度(2010)】	4/21 新潟県刈羽村 8/31 新潟県柏崎市	
	柏崎市との共催による住民説明会 【22年度(2010)】	5/10 新潟県柏崎市	
中部電力	ブルサーマルシンポジウム 【19年度(2007)】	8/26 静岡県御前崎市	1
四国電力	ブルサーマルシンポジウム 【18年度(2006)】	6/4 愛媛県伊方町	1
中国電力	島根原子力発電所2号機でのブルサーマル計画及び耐震安全性に関する住民説明会 【20年度(2008)】	1/17 島根県松江市	4
	島根原子力発電所の保守管理の不備等に係る住民説明会 【22年度(2010)】	9/25・9/26に3回 松江市	
九州電力	ブルサーマル・シンポジウム(玄海発電所) 【17年度(2005)】	10/2 佐賀県玄海町	3
	第一公開ヒアリング(川内発電所) 【22年度(2010)】	5/18 鹿児島県薩摩川内町	
	玄海原子力発電所緊急安全対策県民説明番組 【23年度(2011)】	6/26 佐賀県唐津市、玄海町にて放映	
	合計件数	41件	

[トップページ](#) > [情報発信](#) > [会見・スピーチ](#) > [大臣談話・声明](#)

海江田経済産業大臣談話・声明

「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」中間報告書について

平成23年8月30日

1. 8月5日(金)の「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」の設置後、各委員には、お盆休み返上で、精力的に調査を行っていただき、本日、中間報告をいただいた。
2. 中間報告において、現段階の調査結果ではあるにせよ、玄海、伊方、浜岡原子力発電所に係るブルーサーマルシンポジウムにおいて、国の関与が認められたことは、大変遺憾である。
3. これまでの調査の結果、上記以外にも、国の関与を疑わせる事案があるとも指摘されており、今後、更なる調査を進めていただくとともに、再発防止策の検討等を行っていただく予定である。
4. 原子力政策に対する国民の信頼を回復するためには、この機会に、全ての腰を出し切る必要があり、第三者調査委員会におかれでは、引き続き徹底的な調査をお願いしたいと考えている。
5. 経済産業省としては、引き続き、第三者調査委員会の調査に全面的に協力してまいりたい。

【問い合わせ先】

大臣官房 政策評価広報課 佐々木、青木

電話:03-3501-1042

最終更新日:2011年8月30日

[このページの先頭へ](#)

[ヘルプ](#) | [リンク](#) | [利用規約](#) | [法的事项](#) | [プライバシーポリシー](#)

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 代表電話 03-3501-1511
Copyright©2011 Ministry of Economy, Trade and Industry. All Rights Reserved.